

処 分 基 準

令和3年1月26日作成

法 令 名 : 質屋営業法
根 拠 条 項 : 第25条第1項
処 分 の 概 要 : 質屋の許可の取消し、質屋営業の停止命令
原権者 (委任先) : 島根県公安委員会
法 令 の 定 め : 質屋営業法第3条 (許可の基準)
処 分 基 準 : 別紙「質屋営業法に基づく営業停止命令及び許可の取消しの基準」のとおり。
問 い 合 わ せ 先 : 島根県警察本部生活安全部生活安全企画課 (電話0852-26-0110内線3031)
備 考 :

(1) 25 158

25

(2) 25

(3)

(4)

(5)

(1)

(2)

(3)

(1)

(2)

(3)

14

(4)

14

(1)

(2)

(3)

(1)

(2)

(3)

(4)

(1)

(2)

(3)

(4)

(5)

(6)

10

(1)

(2)

(3)

(4)

(1)

(2)

(3)

(4)

(5)

11 10

12

13

別表第1（第3条関係）

法令違反行為等	関係条項	分類
(1) 無許可営業	法第5条、法第30条	A
(2) 名義貸し	法第6条、法第30条	A
(3) 営業停止等命令違反	法第25条、法第30条	A
(4) 営業制限違反	法第11条、法第31条	B
(5) 無許可営業所移転等	法第4条第1項、法第32条	C
(6) 確認義務違反	法第12条前段、法第32条	C
(7) 帳簿等記載等義務違反	法第13条、法第32条	C
(8) 帳簿保存義務違反	法第14条第1項、法第32条	C
(9) 品触書保存等義務違反	法第20条第2項、法第32条	C
(10) 品触れ相当品届出義務違反	法第20条第3項、法第32条	B
(11) 差止め命令違反	法第23条、法第32条	B
(12) 変更等届出義務違反	法第4条第2項、法第33条第1号	C
(13) 許可証亡失等届出義務違反	法第8条第3項、法第33条第1号	C
(14) 許可証の返納義務違反	法第9条、法第33条第1号	C
(15) 許可の表示義務違反	法第10条、法第33条第1号	C
(16) 帳簿毀損等届出義務違反	法第14条第2項、法第33条第1号	C
(17) 質契約内容の揭示義務違反	法第16条第1項、法第33条第1号	C
(18) 三月未満の流質期限の定め	法第16条第2項、法第33条第1号	C
(19) 揭示内容違反契約	法第16条第3項、法第33条第1号	C
(20) 立入等の拒否等	法第24条第1項、法第33条第2号	B
(21) 質物の保管設備の基準違反	法第7条第3項	D
(22) 不正品申告義務違反	法第12条後段	C
(23) 質受証交付義務違反	法第15条第1項	D
(24) 受取権者確認義務違反	法第17条第2項	D
(25) 質物が滅失等した場合の通知義務違反	法第19条第1項	D
(26) 損害賠償請求権放棄契約	法第19条第3項	D

別表第2（第3条関係）

法令違反行為	分類
(1) 刑法第95条、第235条、第243条（第235条に係る部分に限る。）、第247条、第250条（第247条に係る部分に限る。）、第256条第2項又は第261条に規定する罪に当たる行為	E
(2) 刑法第175条第1項（物の頒布に係る部分に限る。）若しくは第2項（所持に係る部分に限る。）、第254条又は第263条に規定する罪に当たる行為	F
(3) 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第10条（第3項に係る部分を除く。）又は第11条に規定する罪に当たる行為	E
(4) 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第10条第3項に規定する罪に当たる行為	F
(5) 臘虎膾肭獸獵獲取締法第5条（第1条第1項の販売又は第2項の所持に係る部分に限る。）に規定する罪に当たる行為	F
(6) 印紙等模造取締法第2条（第1条第1項の輸入、販売又は頒布に係る部分に限る。）に規定する罪に当たる行為	F
(7) 産業標準化法第78条（第3号に係る部分に限る。）に規定する罪に当たる行為	F
(8) 外国為替及び外国貿易法第69条の6（第2項第1号に係る部分を除く。）、第69条の7第1項（第3号から第5号までに係る部分に限る。）又は第70条第1項（第6号（貴金属の輸出又は輸入に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）に規定する罪に当たる行為	E
(9) 外国為替及び外国貿易法第71条（第1号（貴金属の輸出又は輸入に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）に規定する罪に当たる行為	F
(10) 文化財保護法第193条又は第194条に規定する罪に当たる行為	E
(11) 関税法第108条の4第2項、第3項若しくは第5項、第109条又は第112条に規定する罪に当たる行為	E
(12) 銃砲刀剣類所持等取締法第31条の2第2項若しくは第3項（第2項に係る部分に限る。）、第31条の3第3項に係る部分に限る。）（第1号又は第2号に係る部分に限る。）若しくは第4項に係る部分に限る。）、第31条の4第2項若しくは第3項（第2項に係る部分に限る。）、第31条の7第2項若しくは第3項（第2項に係る部分に限る。）、第31条の8、第31条の9第2項若しくは第3項（第2項に係る部分に限る。）、第31条の11第1項（第1号	E

又は第2号に係る部分に限る。)若しくは第2項、第31条の12若しくは第31条の13(いずれも第31条の2第2項に係る部分に限る。)、第31条の15、第31条の16第1項(第1号、第2号又は第3号に係る部分に限る。)若しくは第2項又は第31条の17第1項(第31条の2第2項に係る部分に限る。)に規定する罪に当たる行為	
(13) 銃砲刀剣類所持等取締法第31条の17(第1項に係る部分を除く。)、第31条の18(第1号に係る部分に限る。)、第32条(第1号、第4号又は第5号に係る部分に限る。)、第33条(第1号に係る部分に限る。)に規定する罪に当たる行為	F
(14) 銃砲刀剣類所持等取締法第35条(第2号(第22条の2第1項に係る部分に限る。))に係る部分に限る。)に規定する罪に当たる行為	G
(15) 特許法第196条の2(第101条の譲渡、輸入又は所持する行為に係る部分に限る。)に規定する罪に当たる行為	E
(16) 実用新案法第56条(第28条により侵害するものとみなされる行為のうち譲渡、輸入又は所持する行為に係る部分に限る。)に規定する罪に当たる行為	E
(17) 意匠法第69条の2(第38条の譲渡、輸入又は所持する行為に係る部分に限る。)に規定する罪に当たる行為	E
(18) 商標法第78条の2(第37条又は第67条の譲渡、輸入又は所持する行為に係る部分に限る。)に規定する罪に当たる行為	E
(19) 電気用品安全法第57条(第3号(販売に係る部分に限る。))に係る部分に限る。)に規定する罪に当たる行為	F
(20) 印紙税法第22条(第3号(第16条の販売又は所持に係る部分に限る。))に係る部分に限る。)に規定する罪に当たる行為	F
(21) 著作権法第119条第2項(第3号(第113条第1項第2号の申出に係る部分を除く。))に係る部分に限る。)、第120条の2(第1号(譲渡、輸入又は所持に係る部分に限る。))第3号(第113条第4項第3号の頒布、輸入又は所持に係る部分に限る。))又は第4号(第113条第6項の輸入、頒布又は所持に係る部分に限る。))に係る部分に限る。)に規定する罪に当たる行為	E
(22) 著作権法第121条又は第121条の2(頒布又は所持に係る部分に限る。)に規定する罪に当たる行為	F
(23) 郵便切手類模造等取締法第2条(第1条第1項の輸入、販売又は頒布に係る部分に限る。)に規定する罪に当たる行為	F
(24) 消費生活用製品安全法第58条(第1号(第4条第1項に係る部	F

分に限る。)に係る部分に限る。)に規定する罪に当たる行為	
(25) 有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律第10条(第1号(第5条の販売又は授与に係る部分に限る。)に係る部分に限る。)に規定する罪に当たる行為	F
(26) 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第57条の2(第12条第1項又は第15条第1項に係る部分に限る。)に規定する罪に当たる行為	E
(27) 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第58条第2号(第17条に係る部分に限る。)に規定する罪に当たる行為	F
(28) 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第63条第6号(第21条第3項に係る部分に限る。)に規定する罪に当たる行為	G
(29) 不正競争防止法第21条第2項(第1号(第2条第1項第1号又は第20号の譲渡、引渡し、輸出又は輸入に係る部分に限る。)、第3号(第2条第1項第3号の譲渡、輸出又は輸入に係る部分に限る。)又は第7号(第16条又は第17条の譲渡、引渡し、輸出又は輸入に係る部分に限る。)に係る部分に限る。)に規定する罪に当たる行為	E
(30) 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律第7条第3項(所持、輸入又は輸出に係る部分に限る。)又は第7項(所持、輸入又は輸出に係る部分に限る。)に規定する罪に当たる行為	E
(31) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第83条第1項(第4号(第25条第1項又は第26条第1項に係る部分に限る。)に係る部分に限る。)又は第84条第1項(第5号(第16条第2項又は第27条(譲渡し、譲受け、販売、引渡し又は引受けに係る部分に限る。)に係る部分に限る。)に係る部分に限る。)に規定する罪に当たる行為	F
(32) 特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律第16条(第3条に係る部分に限る。)に規定する罪に当たる行為	F
(33) 消費者安全法第51条(第1号(第41条第1項の譲渡又は引渡しの禁止に係る部分に限る。)に係る部分に限る。)に規定する罪に当たる行為	E
(34) 古物営業法第31条に規定する罪に当たる行為	E
(35) 古物営業法第32条又は第33条(第5号(第21条の7の規定による警察本部長等の命令違反に係る部分に限る。)を除く。)に規定する罪に当たる行為	F

<p>(36) 古物営業法第34条（第1号又は第2号に係る部分に限る。）又は第35条（第1号（第10条の2第2項の規定違反に係る部分に限る。）を除く。）に規定する罪に当たる行為</p>	G
<p>(37) 出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律第5条、第5条の2、第5条の3又は第8条に規定する罪に当たる行為</p>	E
<p>(38) 法又は法に基づく命令以外の法令の規定に違反する行為で(1)から(37)までに掲げる行為以外のもの（罰金以上の刑が定められている罰則の適用があるものに限る。）</p>	H
<p>(39) (1)から(38)までのいずれかに掲げる法令違反行為（罰金以上の刑が定められている罰則の適用があるものに限る。）を教唆し、若しくは^{ほう}幫助する行為又は当該行為を教唆する行為</p>	<p>当該法令違反行為に係る分類と同一の分類</p>